平成２７年（フ）第２８号
金沢市新神田５丁目17番地、従前の住所東京都豊島区南長崎５丁目30番４号
破産者　あんしん本舗かなざわこと　九田　章博
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４１５号
静岡県袋井市天神町１丁目15番地の１　北中棟
破産者　大場　則幸
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
山口県下関市向洋町２丁目１番Ａ―1102号　アーベインヒルズ向洋
破産者　百合本弥三郎
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
愛媛県松山市山越６丁目４番８号　二宮マンション305号
破産者　北岡　利一
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９９号
愛媛県松山市三番町２丁目５―10、住民票上の住所愛媛県松山市末町乙41番地２
破産者　沢田　由美
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
愛媛県松山市祝谷東町441番地　コスモスハイツ道後403号
破産者　白石　崇司
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５１５号
静岡市葵区羽鳥本町９番19号、旧住所静岡市葵区建穂２丁目８番23号
破産者　田中富二郎
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４１号
愛知県弥富市前ケ須町午新田618番地　第５佐藤ビル561
破産者　剛家　裕英
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７２８号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟1001号
破産者　髙木　隆志
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０４７号
愛知県瀬戸市川端町３丁目２番地　藤和シティコープ瀬戸水野403、従前の住所愛知県瀬戸市東長根町60番地　東長根壱番館105
破産者　加藤　和豊
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５号
北九州市門司区黄金町７番32―３号　ひとみの森Ｃ棟202号
破産者　加藤　真純（旧姓栗原）
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０６０号
札幌市東区北46条東３丁目１番５―104号、開始決定時の住所札幌市北区屯田７条12丁目９番11号
破産者　福井ひさ子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６２号
岩手県北上市常盤台四丁目２番68号、開始決定時の住所岩手県北上市北鬼柳３地割２番地６　ジックハイツ曽山Ｄ―102号
破産者　武内　健太
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６５２号
宮城県塩竈市藤倉３丁目８番95号、従前の住所宮城県塩竈市新富町７番30号
破産者　佐藤　　泉
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
山形市薬師町１丁目13番12号
破産者　加藤　　聖
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７６号
名古屋市昭和区妙見町118番地の５　プロクシィスクエア山ノ手402号
破産者　ニコニコキッチン天白店こと　竹岡　明夫
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４２号
愛知県知多市日長台１番地　Ｋ―102
破産者　上村　仁人
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部